

議会議案第4号

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについて

地方自治法第112条及び宇治市議会会議規則第14条第1項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和5年5月22日提出

提出者 宇治市議会議員 真田 敦史

同 角谷 陽平

同 宮本 繁夫

同 大河 直幸

同 堀 明人

同 中村 麻伊子

同 鳥居 進

同 稲吉 道夫

同 金ヶ崎 秀明

同 秋月 新治

宇治市議会議長 松 峯 茂 様

宇治市条例第 号

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例

宇治市議会委員会条例（昭和54年宇治市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「、9人」を「、10人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

会派に変更が生じたことにより所要の改正を行うため、提案する
ものであります。